## 農村計画学

2016年10月5日の出席票より

## 2016年9月28日について

- シラバスを読んでいた \＆来た 17（＊）
- シラバスを読んでいた \＆来なかった 9
- シラバスを読んでいた
\＆記入なし 3
－読んでなかった
\＆来た 7
－読んでなかった
\＆来なかった
4
－記入なし
（＊）ガイダンスのようなものがあると思ってた。（1名）


## 講義内容への質問（2）

－都市部と農村部で，土地利用を所管する法律が別れてい ることについて，どう考えますか。

- 農振地域はどこの所管ですか？
- 日本の土地利用計画を主導しているのはどの役所です か？
- 農振地域では，どのような土地利用規制をするのか？
- 土地利用計画の5地域が重なっている場合の調整は？優先順位は？
$\rightarrow$ 上記は概ね第2回での講義内容です。
－農振地域と市街化区域が重複するという混乱があると聞 いた。 $\rightarrow$ それは間違いです。重複はしません。
－各土地利用の割合は，どのくらいが理想か？$\rightarrow$ 考えてみ ましょう。
－現在の土地利用計画は，農地と市街地を一体的に捉えて いるのか？$\rightarrow$ 調整はします。「一体的」とは言えないかも。


## 講義内容への質問（3）

- 理想論を語る「地方創生」に違和感を感じている。
- 林直樹「撤退の農村計画」にどの程度賛成ですか？$\rightarrow$ 考え方に は賛成です。
- 撤退後の土地利用はどうなるのか？
- 様々な社会サービスが行き届いていない集落に，どのように行き渡らせるのか？$\rightarrow$ 各自治体が計画し，各省庁等の補助金等を得 て，生活環境整備事業が行われます。
－人口減少の農村地域にきわめて歴史的な建物が残っている場合， その農村は撤退する必要はないのでは。 $\rightarrow$ もちろんです。
－都市の縮小に関して，空閑地を農地や緑地として保全することは可能か？
- 既に市街化された土地が農地になる事例などがあれば知りたい。
- ある土地を農地にするかどうかは誰が決めているのか？$\rightarrow$ 土地「利用」を決めるのは所有者です。農地である「べき」かどうかは，土地利用「計画」で決めます。


## 講義内容への質問（4）

－農村計画の課題•問題点は何か？$\rightarrow$ 農村地域•農村空間を豊かで快適なところにする こと。（それが達成されれば農村計画は不要 になりますが，そう簡単ではありません。）

